

令和7年度 西原町 公私連携幼保連携型認定こども園 利用案内

【1号認定・2号認定】

※2号認定（保育認定）についても本資料で記載をしていますが、入園申込みの詳細については西原町保育所等入園案内をご確認ください。

坂田こども園・西原南こども園・西原東こども園 令和7年度入園希望者当初申込受付



【継続申込み：坂田こども園・西原南こども園】

現在、通っているこども園で進級を希望する在園児は継続申込みが必要となります。

- ◆受付期間：令和6年10月7日（月）～10月31日（木）24時間受付可能
- ◆提出先：オンライン申請（在園のこども園を通してQRコードを配布します）

【新規、転園申込み：坂田こども園・西原南こども園・西原東こども園（現：西原東幼稚園）】

- ◆受付期間：令和6年10月7日（月）～10月31日（木）（土日祝日除く）
午前9時00分～午前11時45分/午後1時15分～午後5時00分
※郵送で申込みする場合は受付期間内消印有効
（郵送の未着については一切責任を負いかねます。）
- ◆受付場所：西原町役場 こども課（西原町役場1階）
：西原東幼稚園（現在、西原東幼稚園の4才児クラスの在園児のみ）

*現在、西原東幼稚園の4歳児クラスの幼児は、次年度、西原東こども園となりますので「新規申込み」となります。

注 意

保育認定（2号認定）を希望される場合は、保育所等の申込みと同様に保育の必要性に応じ利用調整（入所選考）を行います。

保育の必要性のある場合は、「令和7年度西原町保育所等入所案内」をご確認ください。

令和7年度西原町保育所等
入所案内はこちらから→



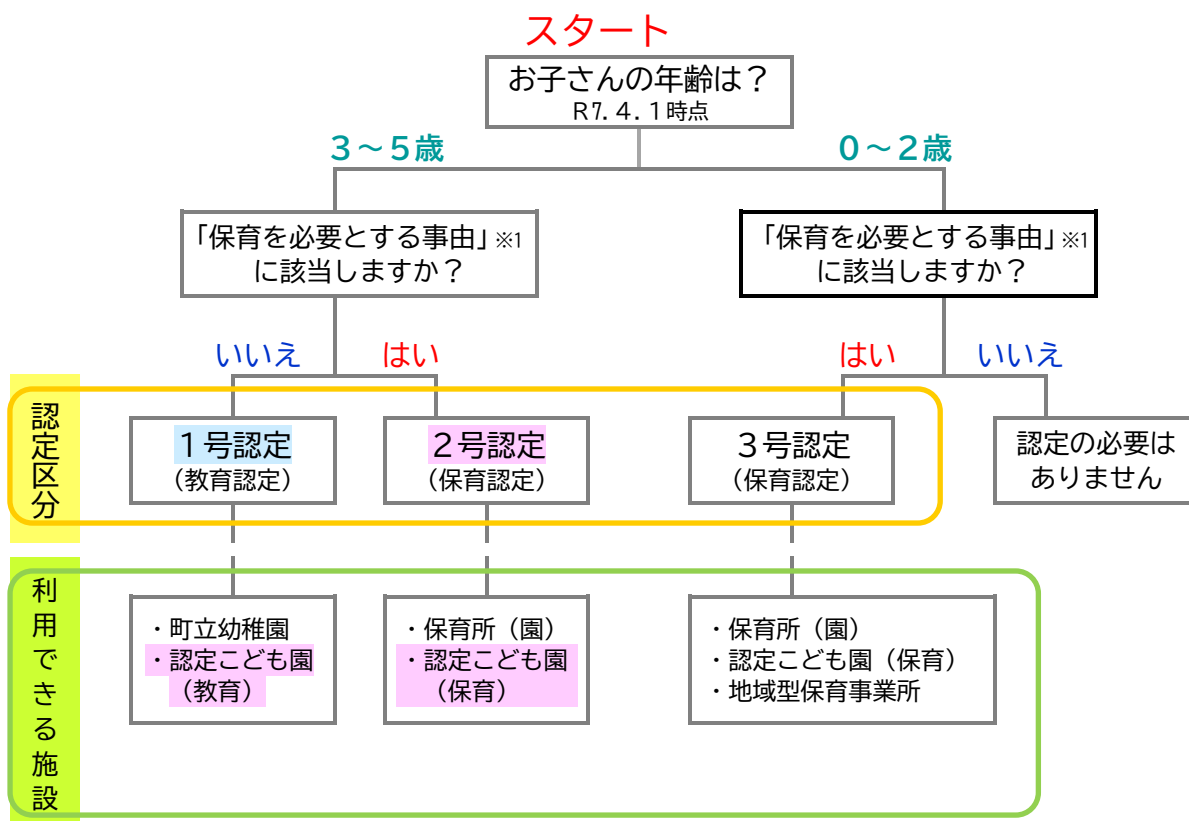
1. 教育・保育認定について

教育・保育施設を利用するには、西原町から「教育・保育給付認定」を受け「施設利用の承諾」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」については、幼児の年齢や保育の必要性に応じて、下記の区分に分類され、それぞれの区分により利用できる施設や時間が決まっています。

認定区分	1号認定 (教育認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
年齢	3歳～5歳	3歳～5歳	0歳～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
対象となる幼児	保育を必要とせず、教育を希望する幼児	保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする幼児	
保育必要量	教育標準時間	保育標準時間 又は 保育短時間	
利用できる施設	幼稚園 認定こども園（教育）	認可保育園 認定こども園（保育）	認可保育園 認定こども園（保育） 地域型保育事業所

あなたの認定区分は？利用できる施設は？



※1 保育を必要とする事由

- ①就労 ②妊娠出産 ③疾病・傷病 ④看護・介護 ⑤災害復旧
⑥求職活動 ⑦就学 ⑧育児休業 ⑨虐待・DV 等

※詳細は「令和7年度西原町保育所等入所案内」をご覧ください。

2. 公私連携幼保連携型認定こども園の利用について

坂田こども園 . . . 令和5年度から公私連携幼保連携型認定こども園へ移行しました。
 (運営法人：学校法人大庭学園)
 西原町字翁長626番地の1 TEL 098-943-0318

西原南こども園 . . . 令和6年度から公私連携幼保連携型認定こども園へ移行しました。
 (運営法人：社会福祉法人 弘文会)
 西原町字安室122番地の1 TEL 098-943-0012

西原東こども園 . . . 令和7年度から公私連携幼保連携型認定こども園へ移行します。
 (現 西原東幼稚園) (運営法人：社会福祉法人 わかめ福祉会)
 西原町字小橋川125番地 TEL 098-989-8141
 ※TELは、高江洲こども園につながります。開園後は番号が変わります。

(1) 令和7年度対象幼児

- 5歳児 平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
- 4歳児 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
- 3歳児 令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ



(2) 利用定員(予定)

西原東こども園 (現：西原東幼稚園)				
クラス 年齢	クラス数	定員	1号認定	2号認定
			5歳児	2
4歳児	1	30	5	25
3歳児	—	—	—	—

坂田こども園					西原南こども園			
クラス 年齢	クラス数	定員	1号認定	2号認定	クラス数	定員	1号認定	2号認定
			5歳児	3			90	25
4歳児	1	30	8	22	1	15	5	10
3歳児	1	15	5	10	1	15	5	10

*西原東こども園は、令和7～8年度は3歳児の受入れはありません。

(3) 利用時間

	曜日	8:15	14:00	18:15	
1号認定	月～金	教育時間			
1号認定+ 一時預かり保育	月～金	教育時間		一時預かり保育 原則一時的な利用に限る	
2号認定 (標準時間)	月～土	7:15	18:15		
		保育標準時間 (11時間)			延長保育 (平日のみ)
2号認定 (短時間)	月～土	7:15	8:15	16:15	18:15
		時間外 保育	保育短時間 (8時間)		時間外 保育
				延長保育 (平日のみ)	

◎1号認定について、教育時間終了後の預かり保育の実施はありませんが、冠婚葬祭等やむを得ず保育の必要となる場合、一時預かり保育を実施します。(原則、恒常的な利用は除きます)

◎2号認定の「標準時間」と「短時間」、「延長保育」と「時間外保育」については「令和7年度西原町保育所等入所案内」をご覧ください。



参考 保育必要量の区分（標準時間と短時間）

保護者の状況に応じて保育の利用時間を以下の2つの区分で認定します。

利用区分	保護者の状況	保育時間
保育標準時間	○勤務時間もしくは就学時間が1週間あたり30時間以上 ○妊娠・出産 ○疾病に該当	最長11時間
保育短時間	○勤務時間もしくは就学時間が1週間あたり16時間以上 30時間未満 ○求職活動中 ○育児休暇取得中	最長8時間

(4) 1号認定の開園日・休園日

【開園日】 月曜日から金曜日まで（8時15分～14時00分）

【休園日】 土曜日・日曜日、祝日、慰霊の日、長期休業日（春季・夏季・秋季・冬季・学年末）

※1号認定は長期休業中はお休みとなりますのでご注意ください。保育を必要とする場合は2号認定（保育認定）での申請となります。

3. 利用者負担（保育料等）について

各料金設定については4ページの一覧表をご確認ください。

(1) 【保育料】

令和元年10月から幼児教育・保育無償化により、3歳児～5歳児クラスの幼児の保育料は無料となっています。

(2) 【給食費】

給食費（主食費＋副食費）は各こども園で徴収します。

ただし、副食費については以下の要件に該当する場合免除となります。

市町村民税所得割額 （保護者合算）	1号認定	2号認定
57,700円未満	副食費免除	副食費免除
77,101円未満		副食費徴収 （第3子の場合は免除） ※第1子の年齢制限：小学校入学前
77,101円以上	副食費徴収 （第3子の場合は免除） ※第1子の年齢制限：小学校3年生	

※税額控除のうち「住宅借入金等特別控除」「寄附金税額控除」「配当控除」「配当割・株式譲渡所得割額控除」「外国税額控除」は、副食費免除算定の際の控除対象となりません。

毎年9月が副食費徴収・免除判定の切り替え月となります

【参考】 令和7年度副食費の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度市町村民税額で判定 （令和5年中の収入）					令和7年度市町村民税額で判定 （令和6年中の収入）						

(3) 【一時預かり保育料】

1号認定を受けた幼児が、急な用事等（冠婚葬祭など）で一時的に14時以降の保育が必要となる場合、平日（月曜～金曜）の教育時間終了後から18時15分まで利用が可能です。また、同様に、長期休業中に、保育が必要となる場合も、平日（月曜～金曜）の8時15分から18時15分まで利用が可能です。（いずれも恒常的な利用は原則できません。）

(4)【時間外保育料・延長保育料】

○**時間外保育料** : 保育短時間認定の幼児が7時15分～8時15分、16時15分～18時15分の時間帯の保育を利用する場合

○**延長保育料** : 18時15分～19時15分の時間帯の保育を利用する場合（平日のみ）

(5)【その他実費徴収】

教材費等の料金については、今後内定者にご連絡します。(2月頃予定)

利用者負担一覧

	認定区分	給食費	一時預かり保育料 (冠婚葬祭等やむを得ず保育が必要となる場合)	①時間外保育料 (保育短時間認定幼児) 7:15~8:15 16:15~18:15 ②延長保育料 18:15~19:15	その他 実費徴収 教材費等
・坂田こども園 ・西原南こども園 ・西原東こども園 (R7.4開園)	1号	月額 5,000円 【内訳】 主食費 500円 副食費 4,500円	○平日 14:15~18:15 450円/日 ○長期休業中 8:15~14:00 550円/日 14:15~18:15 450円/日 (8:15~18:15 1,000円/日)	① 時間外保育料 1時間 150円 月契約 4,500円 ② 延長保育料 1時間 300円 月契約 3,000円	入園説明会 でお知らせ します。 (R7.2月頃 予定)
	2号	月額 6,000円 【内訳】 主食費 500円 副食費 5,500円			

(※給食費については、現段階での予定額ですので、物価高騰等の影響で変更となる場合もあります。)

4. 利用調整(入所選考)について

●西原東幼稚園在園児(現4歳児)



引き続き西原東こども園に入園を希望する場合は、原則進級できます。

- ・現在教育認定(14時00分まで)の方・・・1号認定でお申し込みください。
- ・現在預かり保育を利用されている方・・・2号認定でお申し込みください。

※ただし、入園時の家庭状況(保育を必要とする事由に該当するかどうか)によって認定区分は変わります。

●新規入園児

町内全域から入園申込みが可能ですが、小学校からは指定校区があります。ご注意ください。

- 1号認定** 坂田こども園は坂田小学校区内の、西原南こども園は西原南小学校区内の、西原東こども園は西原東小学校区内の幼児を優先とします。定員を超える申し込みがあった場合は、抽選となる場合があります。(抽選となった場合は、対象者へ通知します。)

※1号認定について、教育時間終了後の一時預かり保育については、原則「一時的な利用」しか認められません。

- 2号認定** 保育所の入所選考と同様に基準点の高い幼児から内定します。基準点が同点の場合は、それぞれの小学校校区の幼児を優先とします。入所基準の詳細は令和7年度保育所等入所案内をご確認ください。

5. 坂田こども園・西原南こども園・西原東こども園入園申し込みについて

	認定区分	提出書類等	申込書提出先	申込期間 ※郵送の場合は、 期間内消印有効
令和6年度 坂田こども園 西原南こども園 に在園している 児童で継続希望	1号	<input type="checkbox"/> オンライン申請 (各こども園を通して申込用のQRコードを配布します)	オンライン	令和6年 10月7日(月) ～ 10月31日(木)
	2号	<input type="checkbox"/> オンライン申請 (各こども園を通して申込用のQRコードを配布します) <input type="checkbox"/> 保育の必要な事由を証明する書類を添付(就労証明書等) 詳細は令和7年度保育所等入所案内をご確認ください。		
新規申込 転園申込	1号	<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書兼現況届 兼 施設利用申込書 <input type="checkbox"/> 入所申込み確認及び同意書	西原町役場 こども課	令和6年 10月7日(月) ～ 10月31日(木)
	2号	保育所入所申込みと同じ書類が必要です。 <input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書兼現況届 兼 施設利用申込書 <input type="checkbox"/> 保育の必要な事由を証明する書類(就労証明書等) <input type="checkbox"/> 入所申込み確認及び同意書 詳細は令和7年度保育所等入所案内をご確認ください。		

その他必要に応じて提出いただく書類

(1) 保育料・副食費算定に必要な書類

保護者が町外にお住いの方(単身赴任等)及び令和7年3月1日以降に転入される方は、以下の書類が必要です。

○令和6年度所得課税証明書(令和5年中収入分)

※他市町村への所得照会ができなかった場合は、上記書類を提出いただきます。

(2) 世帯状況の確認に必要な書類

○生活保護世帯・・・生活保護受給者証

○ひとり親世帯・・・児童扶養手当受給者証、母子及び父子家庭等医療費受給者証、遺族基礎年金受給者証のコピー等、又は離婚日が記載されている戸籍謄本

○障がい者(児)のいる世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証、障害基礎年金受給者証などのコピー

(3) 転入予定の方・・・転入申立書(町指定様式)

発達支援保育を希望される場合

【対象幼児】 発達が気になる幼児及び心身に障がいのある幼児で、集団生活において支援が必要な幼児

【提出書類】

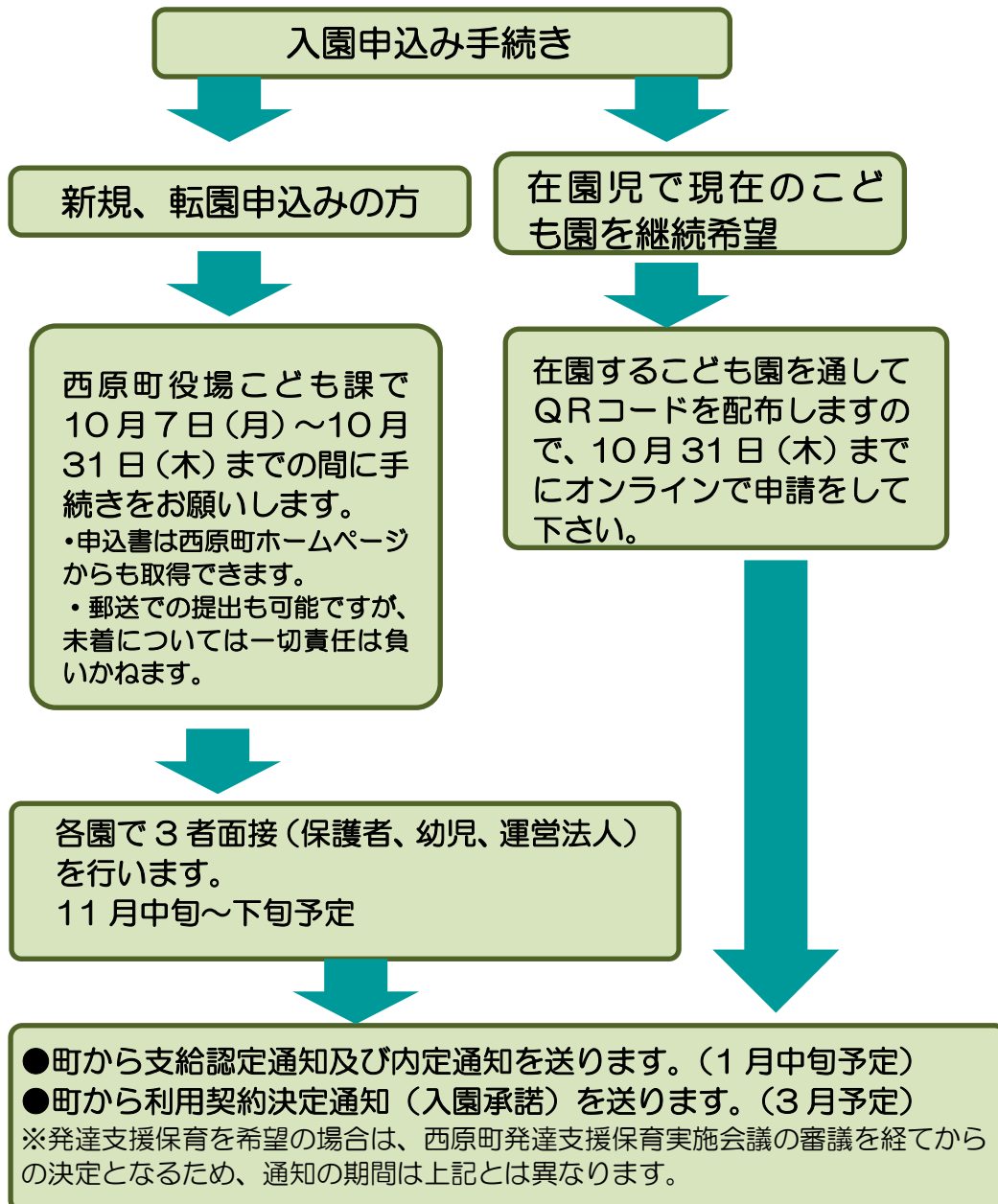
- 過去1年以内の発達検査等の結果が分かる書類、診断書、療育手帳、特別児童扶養手当証書、通所受給者証等の写し
(いずれもない場合はこども課幼稚園こども園係へご相談ください)
- 情報提供に対する同意書
- 児童の状況調査票

【発達支援保育判定】 西原町発達支援保育実施会議の審議を経て、発達支援保育の可否等※1について、決定します。

※1 発達支援保育実施の可否です。施設入園に関しては、利用調整を行います。

6. 1号認定の入園までの流れ

2号認定については「令和7年度保育所等入所案内」をご覧ください。





お問い合わせ先

〒903-0220 西原町字与那城 140 番地の 1
西原町役場福祉部 こども課 幼稚園こども園係
電話 098-945-5311 (内線 2708・2709)